

---

## 第3章 資 料 編

---

1	会計管理局の分掌事務	59
2	出納機関別所管局・所一覧	68
3	所管条例・規則の概要及び改正等の状況	73
4	会計管理局の沿革	75
5	その他の資料等	80
6	用語解説	85



# 1 会計管理局の分掌事務（令和4年8月1日現在）

## （1）管理部の分掌事務

### 総務課

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 2 局の組織及び定数に関すること。
- 3 局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 4 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 6 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 7 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 8 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 9 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 10 局事務事業の進行管理に関すること。
- 11 用品に関すること。
- 12 局内他の部及び課に属しないこと。

### 庶務担当

- 1 都議会との連絡に関すること（決算認定に係るものを除く。）。
- 2 局の災害対策に関すること。
- 3 監査委員との連絡に関すること（決算審査に係るものを除く。）。
- 4 秘書事務に関すること。
- 5 その他局内他の部、課又は課内他の担当に属しないこと。

### 文書担当

- 1 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 2 局の文書の審査に関すること。
- 3 局の公文書の開示等に係る連絡調整等に関すること。
- 4 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 5 局の公印に関すること（局内他の部及び課に属するものを除く。）。
- 6 局の図書類及び印刷物の登録に関すること。

- 7 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 8 局所管条例の立案請求及び局所管規則の立案に関すること(局内他の部及び課に属するものを除く。)
- 9 局事務事業の広報及び広聴に関すること。

#### 人 事 担 当

- 1 局の組織及び機構に関すること。
- 2 局所属職員の任免及び服務に関すること。
- 3 局所属職員の定数及び配属に関すること。
- 4 局所属職員の給与及び旅費に関すること。
- 5 局所属職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 6 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 7 局所属職員が結成し、又は加入する職員団体との連絡に関すること。
- 8 源泉徴収所得税及び住民税の払込に関すること。

#### 経 理 担 当

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 2 局事務事業の進行管理に関すること。
- 3 局の公有財産及び債権の管理に関すること。
- 4 局の契約に関すること。
- 5 局の物品管理に関すること。
- 6 局の庁舎及び施設の営繕に関すること。
- 7 局の内部統制に関すること。

#### 用品運用担当

- 1 用品調達基金の管理及び運営に関すること。
- 2 用品制度の改善に関すること。
- 3 用品システムに関すること。
- 4 用品の調達及び供給に関すること。
- 5 その他用品に関すること。

## 公金管理課

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に関すること。
- 2 基金(定額の資金を運用するための基金を除く。)に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に関すること。
- 3 公金管理に係る総合的な情報の収集、調査及び分析に関すること。
- 4 一時借入金その他支払資金に関すること。
- 5 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 6 東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年東京都条例第147号)第1条第1項第8号から第11号までに掲げる事業(以下「準公営企業」という。)に係る現金及び有価証券の保管及び運用に関すること(他の課に属するものを除く。)

## 企画調査担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の管理方針に関すること。
- 2 金融情勢、金融商品及び金融機関に係る調査、分析に関すること。
- 3 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の保管・運用に係る分析に関すること。
- 4 ペイオフ等に係る金融機関の調査、分析に関すること。
- 5 公金の出納業務に係る制度のあり方に関すること。(他の課に属するものを除く。)
- 6 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること
- 7 東京都公金管理アドバイザリー会議の運営に関すること。
- 8 公金管理に関する基本方針の策定に関すること。
- 9 その他課内他の担当に属しないこと。

#### 運用管理担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に関すること。
- 2 基金（定額の資金を運用するための基金を除く。）に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に関すること。
- 3 一時借入金その他支払資金に関すること。
- 4 準公営企業に係る公金の保管及び運用に関すること。

#### 会計企画課

- 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 6 会計事務及び物品管理事務の検査に関すること。
- 7 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 8 歳入の徴収又は収納の事務及び支出の事務の受託者の検査に関すること。
- 9 重要な物品の記録管理に関すること。
- 10 決算の調製に関すること。
- 11 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 12 財務会計システムの管理及び運用に関すること。

#### 企画担当・会計制度担当・決算調整担当

- 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 東京都会計事務規則及び東京都物品管理規則の立案に関すること。
- 6 会計事務処理の改善に関すること。
- 7 決算の調製に関すること。

- 8 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 9 決算審査、決算認定その他決算報告に関すること。
- 10 公有財産整理簿、債権整理簿及び基金整理簿に関すること。
- 11 その他決算に関すること。
- 12 その他課内他の担当に属しないこと。

#### 新公会計制度担当

- 1 会計基準に関すること。
- 2 東京都会計基準委員会の運営に関すること。
- 3 複式簿記・発生主義会計の指導・検査に関すること。
- 4 財務諸表の作成及び精度向上に関すること。
- 5 財務会計システムに係る複式簿記・発生主義会計に関すること。
- 6 新公会計制度の活用促進に関すること。

#### 指導担当

- 1 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 2 会計事務及び物品管理事務の研修に関すること。
- 3 現金、有価証券、小切手帳及び物品の亡失損傷に関すること。
- 4 備品・消耗品区分表、品名情報等の管理に関すること。
- 5 重要物品の記録管理に関すること。
- 6 物品の所属換えのあっせん等有効活用の促進に関すること。
- 7 会計事務及び物品管理事務の内部統制に関すること。

#### 検査担当

- 1 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 2 会計事務及び物品管理事務の自己検査に関すること。
- 3 会計事務及び物品管理事務の直接検査に関すること。
- 4 歳入の徴収又は収納の事務及び支出の事務の受託者の検査に関すること。
- 5 その他検査に関すること。

#### 財務会計システム担当

- 1 運用管理要綱等に関する事。
- 2 仕様改善の総括に関する事。
- 3 ドキュメント管理に関する事。
- 4 財務会計システムに係る関連システムに関する事。
- 5 マニュアル作成及び改定に関する事。
- 6 財務会計システムによる会計事務の指導及び連絡調整に関する事  
(複式処理に係る部分を除く。)
- 7 システムの運用調整に関する事。
- 8 ネットワーク等管理に関する事。
- 9 障害時対応に関する事。
- 10 財務会計システムに係るコード管理に関する事。
- 11 令和6年度システム更新対応に関する事。
- 12 その他財務会計システムに関する事。

#### 出 納 課

- 1 収入支出命令の審査に関する事。
- 2 都公金の出納に関する事(他の課に属するものを除く。)
- 3 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関する事。
- 4 国の歳入徴収に関する事。
- 5 国の支出負担行為の確認に関する事。
- 6 国費の支払に関する事。
- 7 国の保管金の出納に関する事。
- 8 国の債権の管理に関する事。
- 9 国庫補助金等の受入れの促進に関する事。
- 10 準公営企業に係る公金の出納に関する事(他の課に属するものを除く。)
- 11 その他国及び準公営企業の会計に関する事。

#### 出 納 担 当

- 1 小切手及び金銭出納関係専用公印の管理に関する事。
- 2 小切手支払の執行に関する事。



- 3 支払案内書及び支払通知書の発行その他現金支払に関する事。
- 4 払込支払通知書の発行その他払込による支払に関する事。
- 5 送金支払通知書の発行その他送金払に関する事。
- 6 口座振替支払通知書の発行その他口座振替の方法による支払に関する事。
- 7 口座情報払登録申請書の処理に関する事。
- 8 支払期日の管理及び設定に関する事。
- 9 支出命令書の登録に関する事。
- 10 支出命令書等入力帳票の仕分及び点検に関する事。
- 11 収支証拠書類及び決定文書その他の関係書類の返付に関する事。
- 12 給与取扱者の指定通知書に関する事。
- 13 公共料金一括支払及びシステムに関する事。
- 14 収入登録不能訂正並びに収入額更正の調査及び入力に関する事。
- 15 オンライン収入登録の入力に関する事。
- 16 収入事務に係る出力帳票の点検・保管に関する事。
- 17 納入済通知書の送付書との照合及び送付に関する事。
- 18 調定額通知書（歳出戻入）の登録の入力に関する事。
- 19 出納事務に係る各局等への対応に関する事。
- 20 特別企業出納員公印の管理に関する事。
- 21 準公営企業に係る公金の支払に関する事。
- 22 準公営企業に係る公金の収納確認に関する事。
- 23 強制執行並びに債権譲渡に係る債務の確認及び支払停止に関する事。
- 24 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関する事。
- 25 その他課内他の担当に属しない事。

#### 国費担当

- 1 国費関係公印の管理に関する事。
- 2 国の支出負担行為の確認に関する事。
- 3 国費の支出決議に関する事。
- 4 会計検査院の検査に係る連絡調整に関する事。
- 5 国の歳入徴収に関する事。

- 6 国の債権管理に関すること。
- 7 国費の支払に関すること。
- 8 国費会計の計算証明及び決算に関すること。
- 9 国庫補助金等の受入れの促進及び管理に関すること。

#### 審査担当

- 1 収入支出命令の審査に係る総括に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。
- 3 政策企画局、子供政策連携室、デジタルサービス局、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局並びに電子情報処理組織により処理する給与等に係る次に掲げる事務
  - (1) 収入支出命令の審査に関すること。
  - (2) 前渡金及び概算払の精算に係る調査、確認及び登録に関すること。

## (2) 警察・消防出納部の分掌事務

### 警察出納課

- 1 警視庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 警視庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 部内他の課に属しないこと。

#### 出納担当

- 1 支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

- 4 その他部内他の課、課内他の担当に属しないこと。

#### 審査担当

- 1 収入支出命令の審査に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

#### 消防出納課

- 1 東京消防庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 東京消防庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

#### 出納担当

- 1 支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 その他課内他の担当に属しないこと。

#### 審査担当

- 1 収入支出命令の審査に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

## 2 出納機関別所管局・所一覧

(令和4年8月1日現在)

### (1) 管理部出納課

局名	特別出納員設置課及び所名	
政策企画局	総務部企画計理課 子供政策連携室子供政策連携推進部企画課	2
デジタルサービス局	総務部企画計理課	1
総務局	総務部企画計理課、人事部制度企画課 公文書館、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁	7
財務局	経理部総務課	1
主税局	総務部経理課、都税総合事務センター 千代田都税事務所、中央都税事務所、港都税事務所、新宿都税事務所、 文京都税事務所、台東都税事務所、墨田都税事務所、江東都税事務所、 品川都税事務所、目黒都税事務所、大田都税事務所、世田谷都税事務所、 渋谷都税事務所、中野都税事務所、杉並都税事務所、豊島都税事務所、 北都税事務所、荒川都税事務所、板橋都税事務所、練馬都税事務所、 足立都税事務所、葛飾都税事務所、江戸川都税事務所、八王子都税事務所及び 立川都税事務所	27
生活文化スポーツ局	総務部企画計理課 消費生活総合センター、計量検定所及び東京ウィメンズプラザ	4
都市整備局	総務部経理課 多摩建築指導事務所、第一市街地整備事務所、第二市街地整備事務所及び 多摩ニュータウン整備事務所	5
住宅政策本部	住宅企画部企画経理課 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	3
環境局	総務部経理課 多摩環境事務所及び廃棄物埋立管理事務所	3
福祉保健局	企画部計理課 西多摩福祉事務所、健康安全研究センター、児童相談センター、北児童相談所、 品川児童相談所、立川児童相談所、杉並児童相談所、江東児童相談所、 小平児童相談所、八王子児童相談所、足立児童相談所、多摩児童相談所、 西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、 多摩小平保健所、島しょ保健所、島しょ保健所大島出張所、 島しょ保健所三宅出張所、島しょ保健所八丈出張所、島しょ保健所小笠原出張所、 女性相談センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、 北療育医療センター城北分園、府中療育センター、市場衛生検査所、 芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター、誠明学園、萩山実務学校、 心身障害者福祉センター、監察医務院、広尾看護専門学校、荏原看護専門学校、 府中看護専門学校、北多摩看護専門学校、青梅看護専門学校、南多摩看護専門学校、 板橋看護専門学校、中部総合精神保健福祉センター、 多摩総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センター	45

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
産 業 労 働 局	総務部計理課 労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、 労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、 労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センター八王子事務所、 中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、 城南職業能力開発センター大田校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、 中央・城北職業能力開発センター板橋校、城東職業能力開発センター江戸川校、 城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター台東分校、 城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、 多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、 障害者職業能力開発校、皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、 島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、 農業振興事務所及び森林事務所	26
中 央 卸 売 市 場	管理部財務課 食肉市場 （なお、豊洲市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、 世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場及び葛西市場には、現在、特 別出納員を設置していない。）	2
建 設 局	総務部企画計理課 第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所、 第五建設事務所、第六建設事務所、西多摩建設事務所、南多摩東部建設事務所、 南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所、北多摩北部建設事務所、 土木技術支援・人材育成センター、東部公園緑地事務所、西部公園緑地事務所 及び江東治水事務所	16
港 湾 局	総務部企画計理課 東京港管理事務所、東京港建設事務所及び調布飛行場管理事務所	4
会 計 管 理 局	管理部総務課	1

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名
教 育 庁	<p>総務部教育政策課  中央図書館、多摩教育事務所、教育庁大島出張所、教育庁三宅出張所、  教育庁八丈出張所、教職員研修センター、教育相談センター、  東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター、  西部学校経営支援センター、白鷗高等学校附属中学校、  両国高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、  武蔵高等学校附属中学校、小石川中等教育学校、桜修館中等教育学校、  南多摩中等教育学校、立川国際中等教育学校、三鷹中等教育学校、  立川国際中等教育学校附属小学校  一橋高等学校、日比谷高等学校、晴海総合高等学校、三田高等学校、  芝商業高等学校、六本木高等学校、新宿高等学校、新宿山吹高等学校、  戸山高等学校、総合芸術高等学校、竹早高等学校、向丘高等学校、  工芸高等学校、浅草高等学校、上野高等学校、忍岡高等学校、白鷗高等学校、  蔵前工業高等学校、墨田川高等学校、日本橋高等学校、本所高等学校、  両国高等学校、橘高等学校、城東高等学校、東高等学校、深川高等学校、  科学技術高等学校、墨田工業高等学校、江東商業高等学校、第三商業高等学校、  大江戸高等学校、大崎高等学校、小山台高等学校、八潮高等学校、駒場高等学校、  目黒高等学校、国際高等学校、大森高等学校、蒲田高等学校、田園調布高等学校、  美原高等学校、雪谷高等学校、六郷工科高等学校、大田桜台高等学校、  つばさ総合高等学校、桜町高等学校、千歳丘高等学校、深沢高等学校、  松原高等学校、芦花高等学校、園芸高等学校、総合工科高等学校、  世田谷泉高等学校、世田谷総合高等学校、青山高等学校、広尾高等学校、  第一商業高等学校、鷺宮高等学校、富士高等学校、武蔵丘高等学校、  中野工業高等学校、稔ヶ丘高等学校、荻窪高等学校、杉並高等学校、  豊多摩高等学校、西高等学校、農芸高等学校、杉並工業高等学校、  杉並総合高等学校、豊島高等学校、文京高等学校、千早高等学校、  飛鳥高等学校、王子総合高等学校、桐ヶ丘高等学校、竹台高等学校、  荒川工業高等学校、板橋高等学校、板橋有徳高等学校、大山高等学校、  北園高等学校、高島高等学校、北豊島工業高等学校、井草高等学校、  赤羽北桜高等学校、大泉高等学校、大泉桜高等学校、石神井高等学校、  田柄高等学校、練馬高等学校、光丘高等学校、練馬工業高等学校、  第四商業高等学校、青井高等学校、足立高等学校、足立新田高等学校、  足立西高等学校、足立東高等学校、江北高等学校、淵江高等学校、  足立工業高等学校、小台橋高等学校、葛飾野高等学校、南葛飾高等学校、  農産高等学校、本所工業高等学校、葛飾商業高等学校、葛飾総合高等学校、  江戸川高等学校、葛西南高等学校、小岩高等学校、小松川高等学校、  篠崎高等学校、紅葉川高等学校、葛西工業高等学校、片倉高等学校、  翔陽高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、八王子東高等学校、  富士森高等学校、松が谷高等学校、八王子桑志高等学校、砂川高等学校、  立川高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、多摩高等学校、  青梅総合高等学校、府中高等学校、府中西高等学校、府中東高等学校、  農業高等学校、府中工業高等学校、昭和高等学校、拜島高等学校、  神代高等学校、調布北高等学校、調布南高等学校、小川高等学校、成瀬高等学校、  野津田高等学校、町田高等学校、山崎高等学校、町田工業高等学校、  町田総合高等学校、小金井北高等学校、小金井工業高等学校、</p>

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
(教育庁続き)	多摩科学技術高等学校、小平高等学校、小平西高等学校、小平南高等学校、日野高等学校、日野台高等学校、南平高等学校、東村山高等学校、東村山西高等学校、国分寺高等学校、国立高等学校、第五商業高等学校、福生高等学校、多摩工業高等学校、狛江高等学校、東大和高等学校、東大和南高等学校、清瀬高等学校、久留米西高等学校、東久留米総合高等学校、上水高等学校、武蔵村山高等学校、永山高等学校、若葉総合高等学校、羽村高等学校、秋留台高等学校、五日市高等学校、田無高等学校、保谷高等学校、田無工業高等学校、瑞穂農芸高等学校、大島高等学校、大島海洋国際高等学校、新島高等学校、神津高等学校、三宅高等学校、八丈高等学校、小笠原高等学校、文京盲学校、八王子盲学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校、立川学園、葛飾ろう学校、中央ろう学校、小平特別支援学校、北特別支援学校、城南特別支援学校、村山特別支援学校、八王子東特別支援学校、大泉特別支援学校、墨東特別支援学校、青鳥特別支援学校、王子特別支援学校、八王子特別支援学校、しいの木特別支援学校、七生特別支援学校、高島特別支援学校、矢口特別支援学校、羽村特別支援学校、調布特別支援学校、小金井特別支援学校、水元特別支援学校、墨田特別支援学校、江東特別支援学校、中野特別支援学校、足立特別支援学校、清瀬特別支援学校、葛飾特別支援学校、港特別支援学校、石神井特別支援学校、白鷺特別支援学校、板橋特別支援学校、田無特別支援学校、田園調布特別支援学校、南大沢学園、品川特別支援学校、練馬特別支援学校、青山特別支援学校、城東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、八王子西特別支援学校、東久留米特別支援学校、久我山青光学園、町田の丘学園、多摩桜の丘学園、あきる野学園、永福学園、青峰学園、府中けやきの森学園、志村学園、鹿本学園、水元小台学園、花畑学園、光明学園及び武蔵台学園	266
選挙管理委員会 事務局	総務課	1
人事委員会 事務局	任用公平部総務課	1
監査事務局	総務課	1
労働委員会 事務局	総務課	1
収用委員会 事務局	総務課	1
議 会 局	管理部経理課	1

出納機関数 (本庁 24、所 395、本庁・所計 419)

## (2) 警察・消防出納部警察出納課

局 名	所 名	
警 視 庁	<p>麴町警察署、丸の内警察署、神田警察署、万世橋警察署、中央警察署、久松警察署、築地警察署、月島警察署、愛宕警察署、三田警察署、高輪警察署、麻布警察署、赤坂警察署、東京湾岸警察署、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、大森警察署、田園調布警察署、蒲田警察署、池上警察署、東京空港警察署、世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署、目黒警察署、碑文谷警察署、渋谷警察署、原宿警察署、代々木警察署、牛込警察署、新宿警察署、戸塚警察署、四谷警察署、中野警察署、野方警察署、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、巣鴨警察署、池袋警察署、目白警察署、滝野川警察署、王子警察署、赤羽警察署、板橋警察署、志村警察署、練馬警察署、石神井警察署、高島平警察署、光が丘警察署、上野警察署、下谷警察署、浅草警察署、蔵前警察署、尾久警察署、南千住警察署、荒川警察署、千住警察署、西新井警察署、綾瀬警察署、竹の塚警察署、深川警察署、城東警察署、本所警察署、向島警察署、亀有警察署、葛飾警察署、小松川警察署、小岩警察署、葛西警察署、南大沢警察署、高尾警察署、多摩中央警察署、東大和警察署、青梅警察署、五日市警察署、福生警察署、八王子警察署、町田警察署、日野警察署、昭島警察署、立川警察署、府中警察署、小金井警察署、田無警察署、東村山警察署、武蔵野警察署、三鷹警察署、調布警察署、小平警察署、大島警察署、新島警察署、三宅島警察署、八丈島警察署及び小笠原警察署</p>	102

※ 警視庁には、特別出納員を設置していない。

(1局102所)

## (3) 警察・消防出納部消防出納課

局 名	所 名	
東京消防庁	<p>丸の内消防署、麴町消防署、神田消防署、京橋消防署、日本橋消防署、臨港消防署、芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署、品川消防署、大井消防署、荏原消防署、大森消防署、田園調布消防署、蒲田消防署、矢口消防署、目黒消防署、世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署、渋谷消防署、四谷消防署、牛込消防署、新宿消防署、中野消防署、野方消防署、杉並消防署、荻窪消防署、小石川消防署、本郷消防署、豊島消防署、池袋消防署、王子消防署、赤羽消防署、滝野川消防署、板橋消防署、志村消防署、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署、上野消防署、浅草消防署、日本堤消防署、荒川消防署、尾久消防署、千住消防署、足立消防署、西新井消防署、本所消防署、向島消防署、深川消防署、城東消防署、本田消防署、金町消防署、江戸川消防署、葛西消防署、小岩消防署、立川消防署、昭島消防署、国分寺消防署、小金井消防署、小平消防署、武蔵野消防署、西東京消防署、三鷹消防署、調布消防署、府中消防署、東村山消防署、狛江消防署、東久留米消防署、北多摩西部消防署、清瀬消防署、八王子消防署、日野消防署、町田消防署、青梅消防署、福生消防署、秋川消防署、奥多摩消防署、多摩消防署、装備工場、第一消防方面本部、第二消防方面本部、第三消防方面本部、第四消防方面本部、第五消防方面本部、第六消防方面本部、第七消防方面本部、第八消防方面本部、第九消防方面本部及び第十消防方面本部</p>	92

※ 東京消防庁には、特別出納員を設置していない。

(1局92所)



### 3 所管条例・規則の概要及び改正等の状況

(令和4年8月1日現在)

<b>東京都用品調達基金条例</b> (平成6年条例第18号)	管理部総務課所管
<p>&lt;概要&gt;地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、東京都用品調達基金の設置に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。</p>	
<b>東京都用品調達基金条例施行規則</b> (平成6年規則第40号)	管理部総務課所管
<p>&lt;概要&gt;東京都用品調達基金条例(平成6年条例第18号)の施行について必要な事項を定めている。</p>	
<b>会計管理者の事務代理の順序に関する規則</b> (平成18年規則第104号)	管理部総務課所管
<p>&lt;概要&gt;地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定に基づく会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めている。</p>	
<b>東京都基金管理条例</b> (昭和39年条例第99号)	管理部公金管理課所管
<p>&lt;概要&gt;地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第8項の規定に基づき、東京都の基金に属する現金及び有価証券の管理に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。</p>	
<b>東京都特別企業出納員事務取扱規則</b> (昭和39年規則第87号)	管理部公金管理課所管
<p>&lt;概要&gt;地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項若しくは第3項又は地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)附則第3条第2項の規定により、地方公営企業法の財務規定等が適用される、東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第147号)第1条第1項第8号から第12号までに掲げる準公営企業の業務に係る公金の出納その他の会計に関し、特別企業出納員の設置及びその事務の取扱について必要な事項を定めている。</p>	
<p>&lt;改正内容&gt;            令和4年7月1日改正(令和4年3月31日付 令和4年規則第56号)            東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年東京都条例第147号。以下「条例」という。)の改正により、条例第1条第1項第8号から第12号までに掲げる事業のうち、病院事業が廃止されたため、規則第1条及び第2条の規定を整備した。</p>	
<b>東京都会計事務規則</b> (昭和39年規則第88号)	管理部会計企画課所管
<p>&lt;概要&gt;都の会計事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。</p>	
<p>&lt;改正内容&gt;            令和3年11月1日改正(令和3年10月29日付 令和3年規則第310号)            各局で所管している総務事務が総務局人事部制度企画課(総務事務センター)に順次集約されることになっている。令和3年11月から総務局の自己啓発支援金に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第6条、第10条について、所要の改正を行った。            令和4年1月1日改正(令和3年12月28日付 令和3年規則第325号)            令和4年1月から児童手当に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第6条、第81条について、所要の改正を行った。            令和4年1月4日改正(令和3年12月28日付 令和3年規則第325号)            地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和4年1月4日に施行されたことにより、指定代理納付者制度を廃止し、新たに指定納付受託者制度を導入することとなったため、規則第28条、第37条の2から第37条の4まで及び第85条について、所要の改正を行った。            令和4年4月1日改正(令和4年3月31日付 令和4年規則第115号)            (1)規則第76条第5項について、キャッシュレス決済の推進を図るため、資金前渡の少額支払一件</p>	

(東京都会計事務規則続き)

あたりの上限額に関する規定において、例外規定（会計管理者が別に定める方法により支払う場合にあつてはこの限りでない。）を設けた。

(2) 口座振替払における預金種目に別段預金を追加することに伴い、規則第 60 条について、所要の改正を行った。

(3) 子供政策連携室の新設並びに都民安全推進本部の廃止に伴い、規則第 2 条について、所要の改正を行った。

(4) 指定金融機関のシステム更改により帳票名が変更になったため、規則第 106 条について、所要の改正を行った。

令和 4 年 7 月 1 日改正（令和 4 年 3 月 31 日付 令和 4 年規則第 115 号）

病院経営本部の廃止に伴い、規則第 2 条及び第 6 条について、所要の改正を行った。

令和 4 年 6 月 1 日改正（令和 4 年 5 月 31 日付 令和 4 年規則第 126 号）

(1) 令和 4 年 6 月から退職手当に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第 6 条について、所要の改正を行った。

(2) 会計収支予定表の作成及び提出が必要となる金額の変更に伴い、規則第 5 号様式の 2 について、備考欄の修正を行った。

**東京都物品管理規則**（昭和 39 年規則第 90 号）

管理部会計企画課所管

<概要> 都の物品管理事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。

## 4 会計管理局の沿革

(令和4年8月1日現在)

年 月 日	事 項
昭和	
22. 5. 3	地方自治法の施行により、都道府県に出納長を設置する。
22. 7. 12	長官官房会計課を廃止し、出納長室を設置する。 (出納長室勤務の副出納長の下に庶務、審査、出納及び国費の4係を置く。)
〃	警視庁、交通局及び水道局にそれぞれ副出納長室を設置する。
23. 7. 1	東京消防庁(旧消防部)が警視庁から分離されたことに伴い、警視庁担任副出納長を警視庁及び東京消防庁担任副出納長に改める。
25. 7. 15	三多摩に西多摩出納事務所、南多摩出納事務所及び北多摩出納事務所を、大島に大島出納事務所をそれぞれ設置し、当該地域内に属する本庁行政機関、地方行政機関、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
25. 8. 5	23特別区にそれぞれ税務事務所が設置されたことに伴い、これに対応して出納員室を設置し、税務事務所の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
27. 9. 30	地方公営企業法の施行に伴い、交通局及び水道局の副出納長室を廃止する。
27. 11. 1	庶務係及び審査係を庶務課及び審査課に改称するとともに、出納係及び国費係を廃止し、出納課及び決算課を設置する。
29. 11. 1	福祉事務所、清掃事務(事業)所、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を出納員室に移管する。
31. 12. 16	物品課を設置する。
32. 4. 15	財務局用品課の事務を物品課に引き継ぐ。
34. 5. 1	副出納長室に消防庁担当次長を設置する。
35. 6. 1	副出納長室に警視庁担当次長を設置する。
38. 12. 1	用品課を設置する。
39. 1. 1	北多摩北部出納事務所を設置する。
39. 4. 1	出納課を廃止し、出納第一課及び出納第二課を設置する。
〃	副出納長室の次長制を廃止し、警察出納課及び消防出納課を設置する。
〃	出納員室を出納事務所に改称する。
39. 8. 1	北多摩出納事務所を廃止し、北多摩南部出納事務所及び北多摩西部出納事務所を設置する。
40. 4. 1	特別区に対する事務事業の移管により、福祉事務所が特別区に移管される。これに伴い、特別区の区域内に存する保健所の収支命令の審査及び執行の事務を出納事務所に移管する。
42. 12. 1	研修担当副主幹を設置する。

年 月 日	事 項
43. 7. 15	小笠原担当副主幹を設置する。
44. 4. 1	会計事務機械化担当副主幹を設置する。
45. 4. 1	小笠原担当副主幹を廃止し、審査事務調整担当副主幹を設置する。
45.11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を設置する。
46. 4. 1	八丈出納事務所を設置する。
46.11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を南多摩出納事務所多摩市分室に改称する。
47. 7. 25	物品課を廃止し、事務管理課を設置する。
48. 4. 1	審査課を廃止し、審査第一課及び審査第二課を設置する。
〃	審査事務調整担当副主幹を廃止する。
〃	三宅出納事務所を設置する。
49. 7. 1	局務担当主幹を設置する。
〃	研修担当副主幹及び会計事務機械化担当副主幹を局務担当副主幹に改める。
50. 4. 1	特別区の区域内に存する保健所が特別区に移管される。
52. 4. 1	西多摩出納事務所、南多摩出納事務所、南多摩出納事務所多摩市分室、北多摩西部出納事務所、北多摩南部出納事務所及び北多摩北部出納事務所の名称を、それぞれ青梅出納事務所、八王子出納事務所、八王子出納事務所多摩市分室、立川出納事務所、府中出納事務所、小平出納事務所に改称する。
53. 6. 1	小笠原村の会計事務のうち、収支命令の審査の事務を小笠原村に移管する。
54. 4. 1	局務担当（会計事務機械化）副主幹を廃止する。
54.10. 1	特別区の区域内に存する勤労福祉会館及び内職公共職業補導所が特別区に移管される。
55. 3. 1	特別区の区域内に存する児童学園、授産場及び福祉作業所が特別区に移管される。
56. 4. 1	と畜場事業が準公営企業会計から出納長所属の特別会計に移行される。
57. 4. 1	羽田沖埋立事業が一般会計から準公営企業会計に移行される。
59. 4. 1	金銭会計事務（本庁所管分）を機械化する。
59.12. 1	事務管理課及び決算課を廃止し、会計管理課を設置する。
60. 4. 1	八王子出納事務所多摩市分室を廃止し、町田出納事務所を設置する。
〃	金銭会計事務（副出納長室及び出納事務所所管分）を機械化する。
61.12. 1	特別区の区域内に存する 23 出納事務所を中央出納事務所、港出納事務所、新宿出納事務所、台東出納事務所及び豊島出納事務所の 5 所に統合する。
〃	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を設置する。
62. 4. 1	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を廃止し、小笠原出納事務所を設置する。
平成	
元. 4. 1	臨海副都心開発事業が準公営企業会計に新設される。

年 月 日	事 項
2. 8. 1	庶務課を総務課に、局務担当主幹及び局務担当副主幹をそれぞれ参事（特命担当）及び副参事（研修、特命担当）に改称する。
3. 4. 1	審査第一課及び審査第二課を廃止し、審査課を設置するとともに、出納第一課を出納課に、出納第二課を国費企業課にそれぞれ改称する。
3. 7. 1	東京都財務会計システムの予算計数情報システムが稼働する。
4. 1. 29	総務局行政監察室から「用品制度」の特別考査が発表される。
4. 4. 1	東京都財務会計システムの執行系システムが稼働する。
4. 7. 1	参事（特命担当）を廃止し、参事（物品調達制度改善担当）を設置する。
4. 10. 1	東京都財務会計システムの物品管理システムが稼働する。
5. 2. 17	「用品制度改善実施計画」を策定する。
5. 3. 31	参事（物品調達制度改善担当）を廃止する。
5. 4. 1	東京都財務会計システムが当室の所管となる。
〃	会計管理課を会計管理室に改称し、企画指導担当課長及び財務会計システム担当課長を設置する。
5. 12. 1	新宿出納事務所を廃止する。
6. 4. 1	副参事（研修、特命担当）を廃止し、副参事（出納管理担当）を設置する。
〃	用品調達基金による用品調達制度を設置し、基金による新品制度を開始する。
7. 2. 1	東京貯金事務センターを、地方自治法施行令第 168 条第 5 項及び第 8 項で定める収納代理郵便官署として指定する。
7. 4. 1	収納代理金融機関の法人指定を実施する。
10. 4. 1	公営企業会計である多摩ニュータウン水道事業が水道局所管の水道事業会計に統合される。
11. 2. 8	港出納事務所を廃止し、品川出納事務所を設置する。
12. 8. 1	会計管理室を廃止し、会計企画課を設置する。国費企業課を廃止し、その業務を出納課に統合する。副参事（財務会計システム担当）を設置する。
12. 12. 1	大島出納事務所、三宅出納事務所、八丈出納事務所及び小笠原出納事務所を廃止する。中央出納事務所及び台東出納事務所を廃止し、千代田出納事務所を設置する。
13. 3. 19	島しょ地域分の審査事務について、書類を電子情報として電送し本庁で審査する方法を審査課で開始する。
13. 10. 11	「会計制度・機構改革の基本方針」を策定する。
14. 3. 20	公金管理委員会を設置する。
14. 3. 28	「東京都資金管理方針」を策定する。

年 月 日	事 項
14. 4. 1	都議会の議決を経て、東京都指定金融機関として株式会社みずほ銀行を指定する。
〃	参事（会計制度担当）、副参事（調整担当）、副参事（調査担当）、副参事（会計指導担当）を設置する。
〃	審査課を廃止し出納課に、用品課を廃止し総務課に、それぞれその業務を統合する。
〃	公金管理課を設置する。
14. 8. 16	「東京都におけるポートフォリオ」及び「平成 14 年度資金管理計画」を策定する。
14. 11. 1	用品倉庫を廃止し、全ての用品を直接納入（直払）に変更する。
14. 12. 1	出納事務所を廃止し、各局・所への審査一部委任を開始する。
15. 4. 1	副参事（調整担当）、副参事（会計指導担当）を廃止し、検査指導担当課長、副参事（資金運用担当）、副参事（会計制度改革担当）を設置する。
15. 6. 1	理事（銀行設立準備担当）を設置する。
15. 6. 16	銀行設立準備担当部長、銀行設立準備担当課長を設置する。
16. 1. 26	東京都財務会計システムにより処理する公金収納事務について、マルチペイメントネットワークを導入する。
16. 8. 1	理事（銀行設立準備担当）、銀行設立準備担当部長及び銀行設立準備担当課長を廃止する。
17. 8. 26	「東京都会計基準」を策定する。
18. 3. 1	新財務会計システムが稼働する。
18. 4. 1	官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新公会計制度を導入する。
〃	参事（会計制度担当）を廃止する。
18. 6. 7	出納長を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くこと等を内容とする改正地方自治法が公布される。
19. 4. 1	改正地方自治法の施行により、出納長を廃止し、会計管理者を設置する。
〃	出納長室を廃止し、会計管理局を設置する。
〃	会計管理局の下に管理部、警察・消防出納部を設置する。
19. 9. 14	新公会計制度による初の財務諸表（平成 18 年度決算）を公表する。
19. 10. 1	株式会社ゆうちょ銀行を収納代理金融機関として指定する。
20. 4. 1	新公会計制度担当課長を設置する。
22. 4. 1	副参事（調査担当）を廃止する。
〃	東京都収入証紙を廃止する。
22. 7. 16	管理職制度の改正により、副参事（資金運用担当）、副参事（財務会計システム担当）を廃止し、資金運用担当課長、財務会計システム担当課長を設置する。
26. 7. 16	資金活用担当課長を設置する。
〃	投資評価委員会が環境局より移管される。
26. 9. 30	公金管理委員会及び投資評価委員会を廃止する。

年 月 日	事 項
26. 10. 1	資金管理・活用アドバイザーボードを設置する。
27. 3. 26	「東京都資金管理方針」を一部見直し、「東京都公金管理ポリシー」を策定する。
28. 4. 1	監督職制度の見直しに合わせ、係制を廃止する。
28. 11. 14	資金管理・活用アドバイザーボードを廃止し、公金管理アドバイザー会議を設置する。
29. 9. 1	公金支出情報を公開する。
令和	
2. 4. 1	資金活用担当課長を廃止する。
3. 4. 1	会計企画担当部長を設置する。
4. 7. 1	病院経営本部の廃止により、準公営企業会計の病院事業が廃止される。

## 5 その他の資料等

**第1表 令和4年度一般会計予算**

(単位:千円)

歳	科 目		金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)	
	款 項	目	令和4年度	令和3年度				
入	使 用 料 及 手 数 料		10	10	0	0	0.0	
	手 数 料	諸 手 数 料	10	10	0	0	0.0	
		情 報 公 開	10	10	0	0	0.0	
		財 産 運 用 収 入	305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9	
	入	財 産 運 用 収 入		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
		利 子 及 配 当 金		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
		都 市 外 交 人 材 育 成 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
		災 害 救 助 基 金		2,000	2,000	0	0	0.6
		東 京 都 尖 閣 諸 島 寄 附 金 による 尖 閣 諸 島 活 用 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
		財 政 調 整 基 金		86,000	88,000	△ 2,000	△ 2.3	26.7
		社 会 資 本 等 整 備 基 金		80,000	86,000	△ 6,000	△ 7.0	24.8
		東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ ハ ラ リ ン ピ ッ ク 開 催 準 備 基 金		47,000	38,000	9,000	23.7	14.6
		人 に 優 し く 快 適 な 街 づ く り 基 金		2,000	1,000	1,000	100.0	0.6
		防 災 街 づ く り 基 金		23,000	20,000	3,000	15.0	7.1
		ス マ ー ト 東 京 推 進 基 金		8,000	6,000	2,000	33.3	2.5
		芸 術 文 化 振 興 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
		障 害 者 ス ポ ー ツ 振 興 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
		鉄 道 新 線 建 設 等 準 備 基 金		13,000	12,000	1,000	8.3	4.0
		緑 あ ふ れ る 東 京 基 金		3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0	0.9
		花 と 緑 の 東 京 募 金 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
公 害 健 康 被 害 予 防 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3		
ゼ ロ エ ミ ッ シ ョ ン 東 京 推 進 基 金		2,000	4,000	△ 2,000	△ 50.0	0.6		
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3		
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金		3,000	3,000	0	0	0.9		
安 心 こ ど も 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3		
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金		5,000	6,000	△ 1,000	△ 16.7	1.6		
福 祉 先 進 都 市 実 現 基 金		12,000	12,000	0	0	3.7		
お も て な し ・ 観 光 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3		
無 電 柱 化 推 進 基 金		10,000	15,000	△ 5,000	△ 33.3	3.1		
用 品 調 達 基 金		999	919	80	8.7	0.3		
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金		-	1,000	△ 1,000	皆減	0		
農 業 構 造 改 革 支 援 基 金		-	1,000	△ 1,000	皆減	0		
入	諸 収 入		16,274	13,834	2,440	17.6	5.0	
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2	
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2	
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2	
	雑 収 入		9,274	9,834	△ 560	△ 5.7	2.9	
	納 付 金		95	95	0	0	0.0	
	雇 用 保 険 料 納 付 金		95	95	0	0	0.0	
	雑 収 入		9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8	
	雑 収 入		9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8	
	合 計		322,283	322,763	△ 480	△ 0.1	100	
出	科 目		金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)	
	款 項	目	令和4年度	令和3年度				
	総 務 費		3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5	
	会 計 管 理 費		3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5	
	管 理 費		2,424,000	2,232,000	192,000	8.6	74.1	
	公 金 取 扱 費		494,000	494,000	0	0	15.1	
	積 立 金		305,000	308,000	△ 3,000	△ 1.0	9.3	
	公 債 費		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	公 債 費		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	一 時 借 入 金 等 利 子		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
合 計		3,271,000	3,077,000	194,000	6.3	100		

注1 令和3年度は当初予算を記載している。

注2 増減率及び構成比中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。

注3 構成比については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。



第2表 令和3年度末重要物品集計一覧表

区 分	前年度末現在高	年度内増減高	年度末現在高
一 般 機 器 類	点 2,881	点 96	点 2,977
図書標本・美術工芸品類	4,497	34	4,531
維持管理・生活文化用品	4,904	54	4,958
工 業 機 器 類	4,759	△ 35	4,724
理 化 学 機 器 類	4,126	17	4,143
土 木 建 築 機 器 類	127	0	127
医 療 機 器 類	2,329	143	2,472
農 林 水 産 機 器 類	291	2	293
教 育 保 育 機 器 類	2,435	△ 10	2,425
警 察 消 防 機 器 類	4,441	△ 53	4,388
工 作 物 類	412	8	420
船舶車両及び関連器具類	6,373	△ 11	6,362
雑 品 類	31	1	32
哺 乳 綱	243	△ 9	234
鳥 綱	129	△ 2	127
爬 虫 綱	1	0	1
合 計	37,979	235	38,214

第3表 令和3年度公金管理実績

		期中平均残高		残高推移				運用収入 及び 利回り
		億円	構成比 %	R3.3.31 残高 億円	R4.3.31 残高 億円	増減		
						増減額 億円	増減率 %	
歳計現金等	預金	11,866	100.0	4,078	9,173	5,095	124.9	運用収入計 1,424万円 利回り 0.001%
	定期性預金	6,727	56.7	472	433	△40	△8.4	
	普通預金	4,794	40.4	3,004	7,752	4,748	158.1	
	当座預金	346	2.9	602	988	386	64.2	
	債券	—	—	—	—	—	—	
	計	11,866	100.0	4,078	9,173	5,095	124.9	
基金	預金	26,687	71.2	31,841	25,559	△6,282	△19.7	運用収入計 17億7,164万円 利回り 0.047%
	定期性預金	23,427	62.5	24,251	24,604	352	1.5	
	普通預金	3,260	8.7	7,589	955	△6,634	△87.4	
	債券等	9,981	26.6	10,051	9,863	△188	△1.9	
	その他	812	2.2	1	1	0	0.0	
	計	37,480	100.0	41,893	35,423	△6,469	△15.4	
準公営企業会計資金	預金	8,982	100.0	8,796	9,243	447	5.1	運用収入計 6,689万円 利回り 0.007%
	定期性預金	8,061	89.7	7,720	8,010	290	3.8	
	普通預金	921	10.3	1,076	1,233	157	14.6	
	債券等	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	
	計	8,982	100.0	8,796	9,243	447	5.1	
合計	預金	47,534	81.5	44,714	43,974	△740	△1.7	運用収入計 18億5,277万円 利回り 0.032%
	定期性預金	38,214	65.5	32,444	33,046	603	1.9	
	普通預金	8,974	15.4	11,669	9,939	△1,729	△14.8	
	当座預金	346	0.6	602	988	386	64.2	
	債券等	9,981	17.1	10,051	9,863	△188	△1.9	
	その他	812	1.4	1	1	0	0.0	
	計	58,328	100.0	54,766	53,839	△928	△1.7	

注1 「歳計現金等」とは、歳計現金に歳入歳出外現金と定額の資金を運用するための基金に属する現金を含めたもの。

注2 「債券等」とは、債券に資産担保証券を含めたもの。

注3 「その他」とは、基金から歳計現金への繰替貸等である。

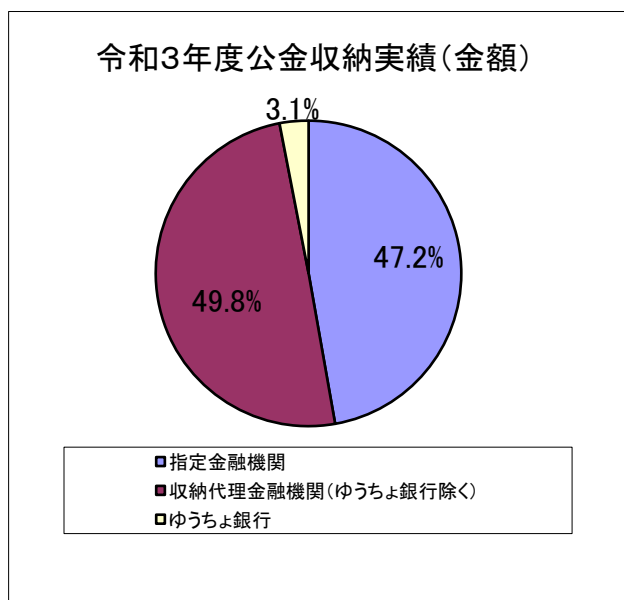
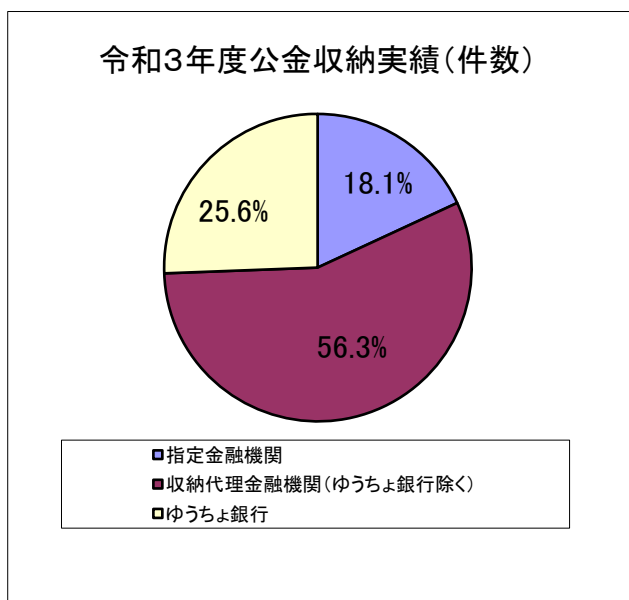
注4 「運用収入」は、発生主義による額を掲載しており、実際に収入した額とは異なる。

注5 「利回り」は、年率換算した計数を表示。

注6 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第4表 令和3年度公金収納実績

	件数(千件)			金額(億円)		
	件数	構成比(%)	対前年度比(%)	金額	構成比(%)	対前年度比(%)
指定金融機関	2,027	18.1	94.0	29,607	47.2	99.5
収納代理金融機関 (ゆうちょ銀行除く)	6,321	56.3	98.0	31,210	49.8	103.3
ゆうちょ銀行	2,872	25.6	101.1	1,914	3.1	67.9
合計	11,220	100.0	98.0	62,731	100.0	99.9



注 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

**第5表 用品制度の沿革**

昭和14年	用品制度の設置
昭和35年 4月	庁有車による用品の配送開始
昭和38年12月	用品課の設置
昭和47年 4月	用品電算システム稼働
昭和49年 4月	多摩地域に所在する事業所を対象とする用品の配送業務委託開始
昭和54年 4月	特別区の区域に所在する事業所を対象とする用品の配送業務委託開始
昭和55年 7月	五色橋(港区港南)用品倉庫の管理業務委託開始
平成元年12月	資源保護のため、再生紙を利用した製品の指定拡大
平成 2年 3月	用品倉庫が五色橋から豊洲(江東区豊洲)へ移転
平成 4年 3月	「用品制度の改善(新しい用品サービスをめざして)」用品制度検討部会報告
平成 5年 2月	「新しい効率的な用品制度の構築に向けて」物品調達制度検討委員会報告
平成 5年 2月	用品制度改善実施計画及び同実施細目の策定
平成 5年 4月	品目の大幅な見直し、選択購入制度の導入及び用品の指定解除手続の届出制への変更
平成 5年 6月	用品システムの開発着手
平成 6年 3月	本庁第二倉庫及び豊洲用品配給所の廃止
平成 6年 4月	東京都用品調達基金の設置、用品システム運用開始、本庁倉庫の管理及び配送業務委託、用品課における検収事務の実施、年度末における請求受付制限の撤廃等
平成11年 4月	新用品システム運用開始、グリーン購入推進部会を設置
平成11年11月	T A I M S に「用品課のお知らせ」(各局掲示板)を開設
平成13年 4月	T A I M S による用品請求書の受付開始
平成14年 4月	用品電子カタログシステム稼働
平成14年10月	本庁第一倉庫の廃止
平成14年11月	全品目について直払(契約業者直接納品)方式の開始
平成14年12月	用品購入代金自動振替システムの導入

## 6 用 語 解 説

公 金 管 理	ポートフォリオ (P5)	本来の意味は、「財産目録あるいは財産一覧」のこと。転じて、個人や企業が所有する金融資産の組合せのことを指す。公金管理においても、それぞれの資金の属性に応じた、適切な分散運用によって構成されることが基本となる。
	ラダー型運用 (P44)	<p>償還する金額が毎年度均等となるように債券を購入することで、金利変動を長期的に平準化する運用手法。定期的に償還が訪れるため、不測の資金需要にも備えることができる。残存期間の長さを横軸に、投資額を縦軸に表すと、残存期間ごとの投資額が同額となり、はしごを横にしたような形になることから、ラダー（はしご）型と呼ばれている。</p> <p>例えば、総額500億円の5年ラダーの場合、残存期間1～5年の債券をそれぞれ100億円ずつ購入する。翌年度に残存期間1年の債券が償還を迎えたら、残存期間5年の債券100億円を改めて購入する。以後、これを繰り返す、総額500億円の規模を維持していく。</p>
会 計 事 務	放置違反金 (P14)	道路交通法第51条の4に規定されている行政制裁金。放置車両確認標章が取り付けられた車両について、運転者の責任が追及できない場合に、車両の使用者が納付するもの。
	マルチペイメント ネットワーク (P14)	電子決済網。収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者（納入義務者）がATM（現金自動預払機）、パソコン、携帯電話等を利用して公共料金等の支払ができ、その収納情報が収納機関に通知されるネットワークシステムである。
新 公 会 計 制 度 に 関 する 事 務	貸借対照表 (P32)	財務諸表の一つで、基準日における資産、負債、純資産の状況を勘定科目と金額とで表示し、財政状態を明らかにするために作成する。都では、民間企業において純資産の部に計上されている株主資本や評価・換算差額等の概念を持たないため、資産と負債との差額を「正味財産」として表示している。
	行政コスト計算書 (P32)	財務諸表の一つで、民間企業における「損益計算書」に相当し、一会計期間における行政活動の実施に伴い発生した収入と費用とを表示する。官庁会計における現金収支に加え、減価償却費や引当金の繰入額等の現金支出を伴わない費用もコストとして計上する。都では、予算との関連付けを明確にするとともに、経営分析に活用することを可能にするため、行政コスト計算書の勘定科目のうち費用については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定としている。
	キャッシュ・フロー 計算書 (P32)	財務諸表の一つで、一会計期間における資金の流れを表示する。都のキャッシュ・フロー計算書は、基本的な構成は民間企業と同じであり、①経常的な行政サービスに伴う行政サービス活動、②固定資産の形成や基金の増減をもたらす社会資本整備等投資活動、及び③公債の発行や借入金による財源の調達や償還に伴う財務活動の3区分により現金収支を記録し、資金の増減を表示する。行政コスト計算書同様、勘定科目のうち支出については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定となっている。
	正味財産変動計算書 (P32)	財務諸表の一つで、一会計期間における貸借対照表の正味財産の部の変動状況をその変動要因ごとに表示する。基本的な構成は民間企業の株主資本等変動計算書に近いものであり、国庫支出金のうち資産形成に寄与するものや、無償で受け入れた資産の評価額、区市町村等移管相当額等を変動要因の項目として分類している。



# 会計管理局事業概要

令和4年版

登録番号 (4) 2

令和4年9月発行

編集・発行 東京都会計管理局管理部総務課

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03 (5320) 5911 (直通)

03 (5321) 1111 (代表)

内線 45-115

印刷所 (株)まこと印刷

東京都港区虎ノ門3-19-7

電話 03 (6230) 9590

本誌の本文は再生紙を使用しております

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を  
へらす  
つくる  
ためる

*Tokyo*.Tokyo